

「公私の団体」に「DVシェルター」を含めることについて

「論点まとめ」の「DVシェルター」は、必ずしもその対象が明確ではないが、配偶者暴力防止法（以下「DV防止法」という）第26条の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体」とほぼ同じものと考えられる。これらの団体の多くは、被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を設置・運営し、地方公共団体と連携し又は単独で、DV被害者を一時的に受け入れ、その自立を支援しているが、その際、加害者からの追及をかわすために、保護した被害者はもちろんのこと、団体そのものの情報についても厳重に秘匿している。

DV防止法は、「国及び地方公共団体が・・・必要な援助を行うよう努めるもの」（第26条）と定めており、国及び地方公共団体においては、その活動を尊重し、これまで時間をかけて信頼関係の構築と必要な援助の実施に努めてきたところ。今般、民間の「DVシェルター」に情報提供を求めること、ましてその意に反して情報提供を義務付けることは、これらの信頼関係を大きく毀損するおそれがある。さらに「DVシェルター」に保護することが加害者の追及につながるとの印象を一般国民や「DVシェルター」関係者に持たれた場合には、その活動を委縮させてしまうことにもつながりかねず、仮にそうなった場合には、官民で進めてきたDV被害者の保護及び支援の取組が後退することにもなりかねない。

一方で、「DVシェルター」に保護されるDV被害者は、地方公共団体からの委託に基づく場合が多いと考えられるが、その場合は、地方公共団体への情報提供を求めることで必要な情報が得られる。また、地方公共団体からの委託に基づかずに保護している場合には、その情報は厳重に秘匿されており、中央当局が情報提供を求める端緒となる情報を把握することはほぼないものと考えられるが、そのような場合でも、そもそも「DVシェルター」は新しい居所に移ることを前提とした短期間の利用が一般的であり、新たな居所について地方公共団体等に対して情報提供を求めることで必要な情報を得られる。

以上のことを踏まえると、「DVシェルター」を「公私の団体」に含め、中央当局が直接情報提供を求める必要性はないものと考えられる。